

平成27年第13回教育委員会臨時会議事録

招集日時 平成27年11月24日（火曜日） 午後3時30分開会
招集場所 市民会館3階 教育長室
出席委員 篠原隆一、中西修一、酒谷百合子、山下裕嗣、山下修平
会議列席者 梶谷教育庶務課長

梶谷課長 会議に先立ちまして、事務局から報告させていただきます。
去る11月17日、篠原隆一氏が11月22日付をもって新たな教育委員として、宮元市長から任命されております。
新たな委員によります初めての会議となりますので、篠原 新委員からご挨拶をいただきたいと存じます。

篠原委員 11月22日付をもって、新たに教育委員となった篠原でございます。
私は、長年教員として教育に携わってまいりましたが、行政の経験はございません。
気を新たに、加賀市の教育行政へ貢献できるよう誠心誠意努めてまいりますので、
よろしく願いいたします。

梶谷課長 続きまして、委員の皆さまから自己紹介をいただきたいと存じます。委員長職務代理である中西委員からお願いいたします。

中西
職務代理 委員長職務代理の中西です。
教育委員になりまして2年が過ぎました。よろしく願いいたします。

酒谷委員 酒谷でございます。よろしく願いいたします。

山下委員 山下です。教育委員となって1年がようやく過ぎたところであります。
教育委員となって日が浅いのですが、委員としての任期は前任者の残任期間ですので、来年の11月21日までの一年間です。

山下教育長 教育長の山下です。篠原委員とは、教員時代の同僚であります。
今度とも、皆さんよろしく願いいたします。

梶谷課長 次に、事務局の紹介をいたします。
まず、事務局長の掛山です。

掛山局長 掛山です。よろしく願います。

梶谷課長 私は、教育庶務課長の梶谷です。よろしく願いします。

梶谷課長 本日の会議であります。上田委員長の任期が11月21日をもって満了となっておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、委員長職務代理である中西委員に進行をお願いいたします。

中西
職務代理 それでは、法の規定に基づきまして、本日の会議を進行させていただきます。
平成27年第13回教育委員会臨時会を開会します。
議案第42号 加賀市教育委員会委員長の選挙についてです。
審議に先立ち、事務局からの説明をお願いします。

梶谷課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、昨年6月に一部改正され、本年4月

1日から施行されております。しかしながら、旧教育長に関する経過措置が設けられておりますので、加賀市教育委員会に関しましては、旧法が適用されます。また、加賀市教育委員会会議規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本年4月に一部改正しておりますが、こちらも経過措置が設けられておりますので、旧法が適用される場合には、旧規則の規定が適用されます。このことに関しましては、資料の5ページから13ページに記載しておりますので、ご確認ください。

旧法第12条第1項では、教育委員会は教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならないとされております。また旧規則第2条では、委員長の選挙について指名推選の方法を用いることができると規定されております。この規定に基づきまして、今回の委員長の選挙は指名推選によりたいと考えております。

中西
職務代理 事務局からの説明にありましたように、委員長の選挙は指名推選によることといたします。

酒谷委員 どなたか、ご指名はありますか。

中西
職務代理 篠原委員を委員長に推薦いたします。

委員 ただいま酒谷委員から篠原委員の委員長への推薦がございましたので、篠原委員に決定してよろしいでしょうか。

中西
職務代理 全委員挙手により可決

委員 それでは、篠原委員を委員長に決定させていただきます。

職務代理 委員長が決定いたしましたので、この後の会議の進行につきましては、篠原委員長にお願いをいたします

篠原委員長 教育委員になったばかりの私が、委員長という重責を仰せつかり、たいへん緊張しております。教員時代の経験を活かしながら、本市の教育行政の推進のために尽力してまいりますので、皆様のご協力を賜りたいと存じます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

篠原委員長 それでは、議案第43号 加賀市教育委員会委員長職務代理の指定について、ご審議をいただきたいと思います。

梶谷課長 この件について、事務局から説明をお願いいたします。

委員 委員長職務代理の指定についてであります。こちらも旧法及び旧規則の規定が適用されることになっております。

委員 「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」という規定であります。

委員 教育委員会が指定するということですので、委員の互選でお願いしたいと存じます。

委員 ただいまの説明によりますと、委員の互選ではどうかということですが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員 篠原委員長 それでは、委員の互選といたします。

どなたか、ご推薦はございませんか。

酒谷委員 山下委員に、職務代理をお願いしたいと思います。

篠原委員長 ただいま、酒谷委員から山下委員の職務代理へのご推薦がございましたので、山下委員を職務代理に指定することとしてよろしいでしょうか。

委員 全委員異議なし

篠原委員長 山下委員、職務代理をお願いいたします。

山下委員 改めまして、委員長職務代理に選任いただきました山下です。若輩者ではありますが、職務を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

篠原委員長 審議事項は以上でございます。事務局から何かありますか。

梶谷課長 本日の審議事項を確認させていただきます。
篠原隆一氏が、新たな加賀市教育委員会委員長とされます。
委員長の任期は、平成27年11月22日から平成28年11月21日までの一年間となります。
委員長の職務代理には、山下委員が就かれます。
なお、委員各位におかれましては、ご存知ではございまいしょうが、この場で委員長及び職務代理の職務について、ご説明させていただきます。
旧法の規定では、委員長の職務を「教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。」としております。
ここでいう「委員会を代表する」とは、委員長名で教育委員会の権限に属する法律行為をなし得るということであり、教育委員会の権限に属する事務を委員長が単独の意思により処理し得ることを意味するものではございません。また、委員長が事務の執行者になるという意味でもございません。
教育委員会の権限の行使は、あくまで合議体としての教育委員会の決定により行われるものであります。
また、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるのは、教育長となっております。

職務代理の「その職務を行う」という規定は、委員長の権限に属する一切の職務を行うということでもあります。

以上の旧法の規定に関しましては、旧教育長に関する経過措置の期間にのみ適用されるものであります。

旧教育長の任期が満了した時点、または旧教育長が欠けた時点で、教育委員長としての任期が残っていたとしても、教育委員長としては失職することになります。

この場合にあつて、委員としての任期が残っている間は、引き続き教育委員として在職することとなります。

委員長職務代理におきましても、同様でございます。以上です。

篠原委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。ご意見がございませんようですので、これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。